美咲町障害福祉サービス支給決定基準

令和８年１１月１日施行

１　支給決定基準について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスを利用する場合に、美咲町の支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、障害のある人の心身の状態を総合的に表す障害支援区分及び支給決定の勘案事項等に基づき、支給決定基準を定めています。

なお、支給決定基準中、特段の定めがない場合は、各法律、規則、省令、事務処理要領等に準ずる取扱いとしますが、本町における特段の定めが必要である場合はこれを優先します。

> **「事務処理要領」（抄）**
>
> **第２　支給決定及び地域相談支援給付決定事務**
>
> **Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定**
>
> 市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の主務省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定する。また、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定める。

２　支給決定

支給決定は、障害支援区分ごとの基準支給量、家族等の介護者の状況や社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービスの利用意向（利用希望サービス、利用希望量、週の利用スケジュール等）、サービス利用計画案を作成した場合は計画案に基づき、サービスの種類、支給量、支給決定期間を個別に決定します。

支給基準時間（日数）は、国庫負担基準をもとに目安となる支給量を定めたもので、支給量の上限ではありません。利用希望量が基準支給量を超える場合は、その理由書の提出あるいは久米郡障害支援区分認定審査会に意見を聴いて支給決定を行います。なお、緊急時等やむを得ない場合は町長が別に定めるものとします。

３　対象サービス

支給決定基準対象は、障害福祉サービスのうち在宅生活を支援する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所）とします。

4　支給決定基準

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示五百三十号）に定める国庫負担基準単位数に基づき、支給決定基準を算定しています。

（1）居宅介護

ア）身体介護

30 分以上 1 時間未満（404 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分１	3,170 単位	8 時間
区分２	4,090 単位	11 時間
区分３	6,010 単位	15 時間
区分４	11,300 単位	28 時間
区分５	18,100 単位	45 時間
区分６	26,040 単位	65 時間
障害児	10,160 単位	26 時間

イ）家事援助

45 分以上 1 時間未満（197 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分１	3,170 単位	17 時間
区分２	4,090 単位	21 時間
区分３	6,010 単位	31 時間
区分４	11,300 単位	58 時間
区分５	18,100 単位	92 時間
区分６	26,040 単位	133 時間
障害児	10,160 単位	52 時間

ウ）通院等介助

①30 分以上 1 時間未満（404 単位）の場合で算定
②45 分以上 1 時間未満（197 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		①支給基準時間 （身体介護を伴う）	②支給基準時間 （身体介護伴わない）
区分１	6,550 単位	－	34 時間
区分２	7,420 単位	19 時間	38 時間
区分３	9,380 単位	24 時間	48 時間
区分４	14,620 単位	37 時間	75 時間
区分５	21,420 単位	54 時間	109 時間
区分６	29,410 単位	78 時間	150 時間
障害児	13,550 単位	34 時間	69 時間

（２）重度訪問介護

2.5 時間以上 3 時間未満（553 単位）×3 の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分４	29,400 単位	160 時間
区分５	36,850 単位	200 時間
区分６	63,040 単位	342 時間

（介護保険対象者）

1.5 時間以上 2 時間未満（369 単位）×2 の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分４	14,780 単位	81 時間
区分５	15,430 単位	84 時間
区分６	23,130 単位	126 時間

※介護保険サービスを優先

（３）同行援護

30 分以上 1 時間未満（302 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分１～６	14,670 単位	20 時間

支給基準時間について、49 時間と算定されるが、美咲町障害者等移動支援事業における 20 時間を上限とします。

（４）行動援護

30 分以上 1 時間未満（437 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分３	16,100 単位	37 時間
区分４	21,700 単位	50 時間
区分５	28,860 単位	67 時間
区分６	37,510 単位	86 時間
障害児	20,490 単位	47 時間

（５）重度障害者等包括支援

1 時間未満（204 単位）の場合で算定

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分６	96,870 単位	475 時間
区分６ 介護保険対象者	67,950 単位	334 時間

重度障害者等包括支援給付対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

令和８年度国庫負担基準		支給基準時間
区分６	75,870 単位	372 時間
区分６ 介護保険対象者	46,460 単位	228 時間

（６）短期入所

障害支援	障害児	支給基準日数
区分１	区分１	５日
区分２		６日
区分３	区分２	７日
区分４		８日
区分５	区分３	９日
区分６		１０日

短期入所の性質上、やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合は、一時的に支給量を増やすこと（特例）は可能とする。

なお、長期（連続）利用日数については３０日を限度とし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、年間利用日数が１８０日を超えないようにしなければならない。

また、障害児の短期入所については、５領域１１項目の調査をもとに次のとおり区分を適用する。

(改正履歴)

施行期日：平成２１年４月１日
　報酬及び国庫負担基準改定による見直し
施行期日：平成２３年１０月１日
　同行援護の追加
施行期日：平成２４年４月１日
　障害者自立支援法改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し
施行期日：平成３１年４月１日
　障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し
施行期日：令和３年４月１日
　報酬及び国庫負担基準改定による見直し
施行期日：令和６年４月１日
　障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し
施行期日：令和８年１１月１日
　障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定等による見直し